

都営住宅建築工事共通仕様書 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

第1章 総 則

第1節 共 通 事 項

1.1.1 ~ 1.1.4

現行の通り

1.1.5  
工事实績情報シ  
ステム(コリン  
ズ)の登録

工事の契約金額が 500 万円以上の場合は、工事实績情報システム(コリンズ)に基づ  
く工事实績情報の登録を行う。登録手続については、標準仕様書 1.1.7 による。

1.1.6  
建設副産物の処  
理

標準仕様書 1.1.16 によるほか、次の定めによる。

1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」  
(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」  
(東京都)とする。以下同じ。)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発  
生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

(2) 現行の通り

(3) 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、  
施工計画書に添付して監督員に提出する。

ア 再生資源利用計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建  
設副産物情報交換システム」(以下「コブリス・プラス」という。)により再生資源利用  
計画書を作成する。

(ア) 土砂を搬入する工事

(イ) 砕石を搬入する工事

(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ～エ 現行の通り

オ 告知書

カ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面

キ 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

(4)～(5) 現行の通り

(6) 工事情報の登録等

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

(7) 現行の通り

(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ア) 土砂を搬入する工事

(イ) 砕石を搬入する工事

(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ア) 建設発生土を搬出する工事

(イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

(ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要因説明書の作成対象となる

	<p>要因は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>(イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合</p> <p>(ウ) 現場内で分別を行わない場合</p> <p>エ 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）</p> <p>(9) 現行の通り</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行の通り</p> <p>(2) ア～イ 現行の通り</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<u>コブリス・プラス</u>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、<u>施工条件の変更とみなすことができることとする。</u></p> <p>エ <u>有価物を売渡する場合</u></p> <p>売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、建設廃棄物として処分する場合は、<u>適切に処理すること。</u></p> <p>（有価物の取扱いについては、「<u>行政処分の指針について（通知）</u>」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）等を参照すること。）</p> <p>オ 現行の通り</p>
1.1.7 ～ 1.1.8	現行の通り
1.1.9 契約不適合の修補	<p>1 現行の通り</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項 1.1.9 の3から5までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3～5 現行の通り</p>
1.1.10 書面の書式及び取扱い	<p>1 現行の通り</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、<u>情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）</u>等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p>
1.1.11～1.1.16	現行の通り

1.1.17 官公署その他への届出手続等 工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.18 保険の加入及び事故の補償 現行の通り

## 第 2 節 工事現場管理

1.2.1 工事現場管理及び安全対策 1 工程表の作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である 15 日から 20 日程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。

概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とすること。

工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。

なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。  
※概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.2 用語の定義」による。

2～4 現行の通り

1.2.2 境界杭、測量杭等 現行の通り

## 第 3 節 材 料

1.3.1 材料の検査等 1 各種材料の検査等については、標準仕様書 1.4.4 によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）による。  
2 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

1.3.2 現行の通り

## 第 4 節 施 工

1.4.1	現行の通り
1.4.2 排出ガス対策型 建設機械	<u>標準仕様書 1.7.8</u> によるほか、 <u>総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。</u>
1.4.3 低騒音型・低振 動型建設機械	<u>標準仕様書 1.7.9</u> によるほか、 <u>総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。</u>
1.4.4~1.4.7	現行の通り  以降、現行の通り

都営住宅建築工事共通仕様書(追補版) (令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 共 通 事 項</p>		<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 共 通 事 項</p>	
1.1.1 ~ 1.1.4	<p>現行の通り</p>	1.1.1 ~ 1.1.4	<p>略</p>	
1.1.5 工事实績情報システム(コリンズ)の登録	<p>工事の契約金額が500万円以上の場合、工事实績情報システム(コリンズ)に基づく工事实績情報の登録を行う。登録手続については、標準仕様書1.1.7による。</p>	1.1.5 工事实績情報の登録	<p>工事の契約金額が500万円以上の場合、工事实績情報システムに基づく工事实績情報の登録を行う。登録手続については、標準仕様書1.1.7による。</p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>
1.1.6 建設副産物の処理	<p>標準仕様書1.1.16によるほか、次の定めによる。</p> <p>1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>(2) 現行の通り</p> <p>(3) 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」(以下「コブリス・プラス」という。)により再生資源利用計画書を作成する。</p> <p>(ア) 土砂を搬入する工事</p> <p>(イ) 砕石を搬入する工事</p> <p>(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ～エ 現行の通り</p> <p><u>オ</u> 告知書</p> <p><u>カ</u> 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面</p> <p><u>キ</u> 汚染土壌の処理</p> <p>受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)等関係法令に基づき適正に処理</p>	1.1.6 建設副産物の処理	<p>標準仕様書1.1.16によるほか、次の定めによる。</p> <p>1 建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設副産物の処理</p> <p>受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」(島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(東京都)とする。以下同じ。)及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>ア 再生資源利用計画書</p> <p>工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成する。</p> <p>(ア) 土砂を搬入する工事</p> <p>(イ) 砕石を搬入する工事</p> <p>(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ～エ 略</p> <p><del>キ</del> 汚染土壌の処理</p> <p>受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)等関係法令に基づき適正に処理</p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>

都営住宅建築工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)	現 行	改定理由
<p>するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。</p> <p>(4)～(5) 現行の通り</p> <p>(6) 工事情報の登録等 本工事は、<u>コブリス・プラス</u>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに<u>コブリス・プラス</u>にデータの入力を行い、その都度「<u>コブリス・プラス登録済確認書</u>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。 また、受注者は、<u>コブリス・プラス若しくは</u>国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。 なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(7) 現行の通り</p> <p>(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。 ア 再生資源利用実施書 受注者は<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア) 土砂を搬入する工事 (イ) 砕石を搬入する工事 (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事 イ 再生資源利用促進実施書 受注者は<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア) 建設発生土を搬出する工事 (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事 ウ リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要</p>	<p>するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 工事情報の登録等 本工事は、<del>COBRIS</del>の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに <del>COBRIS</del>にデータの入力を行い、その都度「<del>建設副産物情報交換システム工事登録証明書</del>」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。 また、受注者は、<del>COBRIS</del>又は国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。 なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。 ア 再生資源利用実施書 受注者は <del>COBRIS</del>に必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア) 土砂を搬入する工事 (イ) 砕石を搬入する工事 (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事 イ 再生資源利用促進実施書 受注者は <del>COBRIS</del>に必要なデータを入力して作成する(工事完了後5年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 (ア) 建設発生土を搬出する工事 (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事 ウ リサイクル阻害要因説明書 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要</p>	<p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>

都営住宅建築工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
	<p>因説明書の作成対象となる要因は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>(イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合</p> <p><del>(ウ) 現場内で分別を行わない場合</del></p> <p><u>エ</u> 搬入完了報告書(島しょにおける工事の場合)</p> <p>(9) 現行の通り</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行の通り</p> <p>(2) ア～イ 現行の通り</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<u>コブリス・プラス</u>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p><u>エ</u> 有価物を<u>売渡する場合</u></p> <p>売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、建設廃棄物として処分する場合は、<u>適切に処理すること。</u></p> <p>(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。)</p> <p>オ 現行の通り</p>		<p>因説明書の作成対象となる要因は、以下のとおりである。</p> <p>(ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合</p> <p>(イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合</p> <p><del>(ウ) 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合</del></p> <p><del>(エ) 碎石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整碎石は除く。)</del></p> <p><del>(オ) アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(N7(旧D)交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する。)</del></p> <p><del>(カ) 現場内で分別を行わない場合</del></p> <p><del>(キ) 搬入完了報告書(島しょにおける工事の場合)</del></p> <p>(9) 略</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア～イ 略</p> <p>ウ 建設廃棄物の取扱い</p> <p>受注者は、<del>COBRIS</del>等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。</p> <p><u>エ</u> 有価物の<u>取扱い</u></p> <p><del>建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。</del></p> <p><del>また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、特記による。</del></p> <p>(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第2104141号)等を参照すること。)</p> <p>オ 略</p>	<p>誤記の修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p> <p>財務局特記仕様書の改定に伴う修正</p>
1.1.7 ~ 1.1.8	現行の通り	1.1.7 ~ 1.1.8	略	
1.1.9	1 現行の通り	1.1.9	1 略	
契約不適合の修補	2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施	契約不適合の修補	2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び附帯施	

都営住宅建築工事共通仕様書(追補版) (令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
1.1.10 書面の書式及び取扱い	<p>設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項 1.1.9 の3から5までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3～5 現行の通り</p> <p>1 現行の通り</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、<u>情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）</u>等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p>	1.1.10 書面の書式及び取扱い	<p>設以外の併存施設部分は、都が直接請求する。この場合において、本共通仕様書一般事項 1.1.10 の3から5までにおいて、「都営住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社等」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3～5 略</p> <p>1 略</p> <p>2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p>	誤字の修正
1.1.11～1.1.16	現行の通り	1.1.11～1.1.16	略	
1.1.17 官公署その他への届出手続等	<p>工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>	1.1.17 官公署その他への届出手続等	<p>工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</p>	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.1.18	<p>現行の通り</p> <p>第2節 工事現場管理</p>	1.1.18	<p>略</p> <p>第2節 工事現場管理</p>	
1.2.1 工事現場管理及び安全対策	<p>1 工程表の作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、<u>全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である15日から20日程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。</u></p> <p><u>概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とすること。</u></p> <p><u>工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。</u></p> <p><u>なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。</u></p> <p><u>※概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.2 用語の定義」による。</u></p> <p>2～4 現行の通り</p>	1.2.1 工事現場管理及び安全対策	<p>1 工程表作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、<del>概成工期（全体工期から別途関連工事による設備工事等に必要な調整期間である15日から20日程度を差し引いた期間）</del>を確認した上で、作成すること。</p>	財務局特記仕様書の改定に伴う修正

都営住宅建築工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
1.2.2 境界杭、測量杭等	現行の通り	1.2.2 境界杭、測量杭等	略	
	<b>第3節 材 料</b>		<b>第3節 材 料</b>	
1.3.1 材料の検査等	1 各種材料の検査等については、標準仕様書 1.4.4 によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」(東京都住宅政策本部)による。 2 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。	1.3.1 材料の検査等	1 各種材料の検査等については、標準仕様書 1.4.4 によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」(東京都住宅政策本部)による。 2 <del>コンクリートの圧縮強度試験は標準仕様書「6.9.3 コンクリートの圧縮試験」(オの構造体コンクリートの強度の判定(表 6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数)用に作成された供試体を用いて行う、標準仕様書「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。</del> 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに <u>記載されているので、参照する。</u>	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.3.2	現行の通り	1.3.2	略	
	<b>第4節 施 工</b>		<b>第4節 施 工</b>	
1.4.1	現行の通り	1.4.1	略	
1.4.2 排出ガス対策型 建設機械	標準仕様書 1.7.8 によるほか、 <u>総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。</u>	1.4.2 排出ガス対策型 建設機械	標準仕様書 1.7.7 による建設機械は、次に示すものとする。 <del>ディーゼルエンジン出力 8kW～560kW ア バックホウ イ ホイールローダ ウ ブルドーザ (1) ディーゼルエンジン出力 7.5kW～260kW (※) ア 発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む。) イ 空気圧縮機(可搬式) ウ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの) エ ホイールクレーン(ラフテレンクレーン) オ ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ※道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による排出ガス規制を受けている建設機械は除く。</del>	財務局特記仕様書の改定に伴う修正
1.4.3 低騒音型・低振動型 建設機械	標準仕様書 1.7.9 によるほか、 <u>総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。</u>	1.4.3 低騒音・低振動 建設機械	標準仕様書 1.7.8 による建設機械は、次に示すものとする。 <del>(1) ブルドーザ (2) バックホウ (3) クラムシエル (4) トラクターショベル</del>	財務局特記仕様書の改定に伴う修正

都営住宅建築工事共通仕様書(追補版)(令和8年4月1日)

改定 (案)		現 行		改定理由
1.4.4~1.4.7	<p>現行の通り</p> <p>以降、現行の通り</p>	1.4.4~1.4.7	<p><del>(5) クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン</del></p> <p><del>(6) バイブロハンマー</del></p> <p><del>(7) 油圧式杭圧入引抜機</del></p> <p><del>(8) アースオーガー</del></p> <p><del>(9) オールケーシング掘削機</del></p> <p><del>(10) アースドリル</del></p> <p><del>(11) ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー</del></p> <p><del>(12) アスファルトフィニッシャー</del></p> <p><del>(13) コンクリートカッター</del></p> <p><del>(14) 空気圧縮機</del></p> <p><del>(15) 発動発電機</del></p> <p>略</p>	